

アジア・アフリカ ラテンアメリカ

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会機関紙

今月の読み物

- 2、3面 台湾をめぐる米中対立と日本
- 4、5面 入管法改悪の危険性
- 6面 連帯してたたかう在日ミャンマー人
- 7面 列島AALA
- 8面 わたしとAALA

2021年6月1日 No.731

軍事クーデターを拒否



「ミャンマーが民主主義の道へ歩むのを助けて」

不屈の抵抗を続ける在日ミャンマー人に聞く

ミャンマーで国軍がクーデターで政権を奪ってから100日以上が経ちました。ミャンマー市民の大規模な不服従運動(CDM)が続いており、軍政下の行政、経済、社会の大部分を機能不全に追い込んでいます。在日ミャンマー人の皆さんも現地の抵抗運動に連帯して日本各地で行動しています。日本AALAは5月12日、在日ミャンマー人のチョウ・チョウ・ソーさん(NPO法人ミャンマー日本教育のかけはし協会代表・ミャンマーレストラン「ルビー」オーナー)にお話を聞きました。

—ミャンマーで国軍がクーデターを起こし、多くの国民が犠牲になっています。軍事クーデターの背景はどのようなことだと思われますか。

国軍による攻撃で3カ月間に700人以上が犠牲になっています。コロナ感染で亡くなっている人より多く、本当に悲しいです。この状況がどこまで続くのか、出口がどうなるかがいちばん大きな問題です。国際社会では軍がなぜクーデターを起こしたのか、いろいろな見方があります。ミャンマーは1948年にイギリスの植民地から独立しましたが、多民族国家なので3つの民族の内戦が続ききました。そこで、軍が出てきて、この国をきちんと守れるのは軍だという意識を軍隊学校で教えてき

たのです。1962年にクーデターを起こし、軍が政治に関わって社会を支配してきました。1988年に再び起こしたクーデターのときは軍の政治力がだんだん弱くなる感じていたからでした。2008年の憲法で軍が国会議員の25%の議席を持つことが決まりました。また、政府の国防大臣、国境大臣、内務大臣は軍の最高司令官が任命できるようにしました。2011年に民政が誕生して、国が国際社会との交流が盛んになり、海外の投資や企業の雇用も増えてきたのです。そのなかで国民に自由や民主主義の意識が少しずつ進んできて、政治のことを人の前で話せるようになってきました。2016年に一時帰国したとき、市民が人の前で自分の意見を話して

も安心だというように少しずつ変わってきていることを感じました。2015年の選挙でスーチーさんが率いるNLDが圧勝しました。その後、NLDの人気は少し下がったので、今回の選挙の予想では与党が勝てると思いませんでした。しかし、結果は80%以上の議席で圧勝しました。軍が驚いて、自分たちの政治力がだんだん弱くなると感じたのです。最高司令官が定年を迎えて今年7月で退任することも関係しています。2008年の頃と違って、現在は軍が大きな企業には必ず関わっているため、経済的な損失も起こりうるクーデターを起こすことはないと思っていました。しかし、クーデターが起こって3日から市民の反対運動が始まりました。(6面につづく)

台湾をめぐる米中対立と日本

柳澤 協二 (元内閣官房副長官補)



本年4月の日米首脳会談では、新疆ウイグル・台湾に代表される「専制主義」と民主主義の価値観対立、先端通信技術に係る供給網からの中国の分離、及び、米国が見直しを進める対中軍事戦略を日本がいかに関与するか、に私は注目していた。結論から言えば、日本がすべて米国の思考を是とし、政治・経済・軍事にわたる全面的な対立関係のなかに組み込まれることを約束するものになった。

本当にこれでよかったのか。予想される輸出制限や尖閣への圧力強化といった中国の対抗策に、どう持ちこたえていくかの展望は見えない。台湾に言及するのであれば、「いかなる国も台湾周辺の軍事的緊張を高めるべきではない」と言うべきだった。日本にとって最大の課題は、米中戦争の回避であるからだ。「平和的解決を促す」と言っても、その道筋は示されていない。

日本は、戦後70年にわたって米国の抑止力に依存してきた。今、米中対立のなかで、米国の意志が弱ければ抑止にならない一方、米国の意志が強すぎれば、中国を刺激して戦争を引き寄せ、日本が否応なしに巻き込まれる、という複雑な力学の時代である。

米中戦争も台湾の自主性を蹂躪することも、誰も望まない。そのなかで日本は、ともに戦うのか、戦争を避けるのかの選択が求められている。

安全保障とは、戦争の不安をなくすこと

我々はいま、不安の時代を生き

ている。確実に起きる大規模地震、地球温暖化による大規模災害、感染症のパンデミックなど、命と生活に関わる脅威がある。これらへの対処法は、戦争ではなく、他国との対立でもない。もう一つの不安のタネは戦争だ。隣国である中国の一方的で居丈高な振る舞いを見て、多くの人々が戦争の不安を感じている。

安全保障=securityの語源となった「se・cura」は、心配をなくすことを意味している。地震を防ぐことはできないが、備えることで心配を局限する。一方、戦争は、備えることもできるが、防ぐこともできる。戦争は、人間が起こす災難であるからだ。

安全保障と言え、人間の意志を離れた「軍事バランス」を考える人々が多い。政策決定者やメディアの論調は、ほとんど軍事バランスだけに終始している。軍事バランスという形で戦争に備えることが、戦争を防ぐ「抑止力」と考えている。人間の意志を切り離せば、戦争は、地震と同じように「何時かは必ず訪れる災害」になってしまう。

戦争は宿命ではない。国家間に意見や利害の対立があることは避けられない。だが、対立を解消する手段は戦争だけではない。妥協するという解決法もある。戦争を選択するには、そうするための要因があるはずだ。その要因を取り除けば、戦争は宿命ではなくなる。他国との対立を抱えているかぎり、戦争への備えが不要とは言えない。だが、戦争の心配があるから「備え」が必要なので、戦争の要因をなくさなければ、「備え」だけで戦争の不安がなくなるわけではない。戦争の要因を解消する外交が不可欠なゆえである。

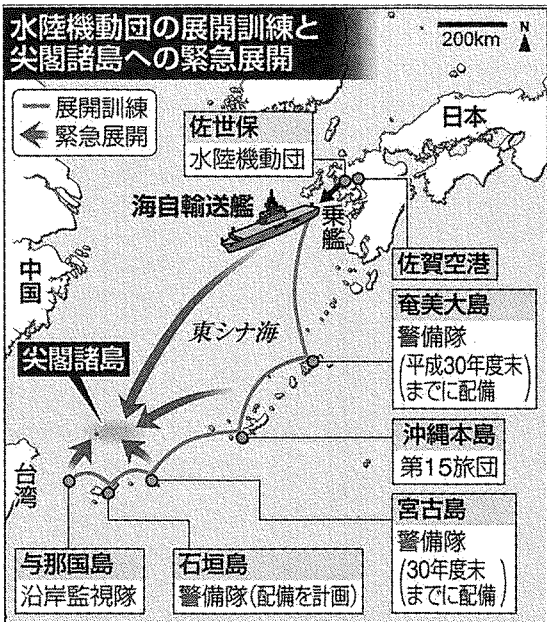
日本は、何に頼っているか

日本の場合、「中国の脅威」を背景に同盟強化・防衛力強化という「戦争に備える」政策がとられている。

中国は、今や350隻を擁する世界最大規模の海軍を持ち、290隻の米海軍を凌駕している。1250発以上のミサイルを加えれば、東アジアの軍事バランスは中国優位だ。数で対抗するには大軍拡が必要になる。コロナ禍で財政がひっ迫する米国も、数で対抗することは不可能。まして、公的債務がGDPの2.7倍となった日本には無理だ。

それとは別に、日本流の「戦争の備え」には、致命的な欠陥もある。それは、戦争になることを考えていないことだ。戦争では、敵の攻撃による被害が避けられない。だが、日本では、「ミサイルをおけば抑止力になるから敵のミサイルは飛んで来ない」という発想がまかり通っている。例えば、沖縄県の離島に対艦ミサイルが配備されているが、それは、その島を守るためではなく、尖閣や日本本土を攻撃する敵を迎え撃つのが目的である。だから敵は、まず、そのミサイルを破壊しに来る。ならば、住民を避難させる対策が必要なのに、誰も真剣に考えていない。

抑止力とは、「被害に耐えて戦争に勝つ能力と意志」なのだが、日本では、抑止力は戦争にならない「お守り」だと思っている。台湾でも韓国でも、市民のためのシェルターや定期的な避難訓練が行われている。それができないのであれば、抑止力に頼らない安全



産経新聞電子版(2018年8月6日)の記事より引用

を考えなければならない。

台湾はなぜ「危機」なのか

台湾は、米中戦争が最も起こりやすい場所と言われている。米国は、台湾海峡に軍艦を遊弋(ゆうよく)させ、日本列島へのミサイル戦力の増強を図っている。中国もミサイル演習や台湾海峡での軍用機の活動を活発化させている。

米中ともに、戦争すれば軍と経済に大きなダメージをもたらすことを知っている。だから、戦争したいのではなく、相手を抑止したいと考えている。そのためには、相手に優る兵力ではなく、相手があきらめるまで戦い抜く意志がなければならない。

互いに軍事的威嚇を繰り返せば緊張が高まり、例えば、すれ違う軍艦同士が撃ち合う「事件」の危険性が高まる。「引いてしまえば抑止が働かない」と双方が考えれば、小さな衝突が大きな戦争に拡大する。抑止が戦争を引き寄せる「安全保障のジレンマ」である。

日本では、2015年の安保法制によって、自衛隊が米軍を防護するようになった。台湾をめぐる軍事衝突は、「重要影響事態」であり、米軍に対する後方支援が求められる。米国が、台湾という太平洋を隔てた遠い戦場で戦うには、日本

の支援が死活的に重要となる。米軍への支援は「参戦」であるから、同盟国の戦争に巻き込まれる「同盟のジレンマ」が現実化する。

台湾をめぐる戦争の力学と解決の道筋

米国にとって台湾は、自由と民主主義の象徴である。「専制主義の中国」は、香港の自由と民主主義を蹂躪している。同じことを許すとは、自由のリーダーである自国の権威が危うい。一方、中国にとって台湾は自国の一部であり、その「解放」は、中国共産党と人民解放軍の使命である。

国共内戦後、台湾は国民党による専制支配のもとにあった。米国は、共産主義の防波堤として台湾を支持した。1996年に総統の直接選挙を経て台湾の民主化が進むと、米国の「大義」は、反共から民主主義の擁護に変わった。いずれにせよ台湾をめぐる米中の対立は、本来、妥協困難なものである。それでも戦争がなかった背景には、第一に、軍事バランスが台湾優位であったこと、第二に、米国が「近代化した中国が民主主義に変わる」と期待したこと、第三に、米中国交回復以来、「一つの中国」という原則と、米国の台湾有事へ

の介入を曖昧にするという原則を保ってきたことがある。今日、その背景が大きく変化している。第一に、軍事バランスは中国優位に逆転した。第二に、中国民主化への米国の期待が失われた。第三に、米国は、トランプ政権以来、台湾独立を後押しし、台湾有事への介入の意志を明確化している。

「2027 武力統一説」も指摘されている。27年には中国軍の近代化が完成する。また、習近平国家主席の3期目が終わる年に当たる。米軍の対中作戦構想も、その時点では完成していない。そこで、習近平が「成果」に固執するなら戦争を決行する、というシナリオだ。

だが、リスクが高い戦争を、時程表どおりに行えるものではない。香港と違い、台湾には軍隊がある。仮に中国が台湾を占領したとしても、台湾人民の執拗な抵抗を覚悟しなければならない。台湾統一のため最も必要なことは、台湾人民の支持である。したがって、時が自分に有利に進む限り、「中国は待つ」と考えるほうが自然だ。

問題は、台湾独立の機運が時とともに高まることだ。台湾の人々を突き動かしているものは、国共内戦の論理ではなく、自らの生き方を自ら決めるという当然の欲求である。私は、「一つの中国」原則を再確認する必要がある、と考えてきた。だが、「一つの中国」を台湾の人々が望まないとするれば、そんな単純な話ではない。

「一国二制度」から「制度が違う共同体の共存」へと、目標が変わったのではないかという疑問である。答えは簡単ではない。それを公言するとき、中国は、武力行使を辞さないだろう。台湾の人々がそのような事態を望むとも思えない。われわれは万能ではない。答えが出ないことは、後世の知恵に委ねるしかないのかもしれない。一つ言えることは、米中のパワーゲームの場にはいけない、ということだ。

入管法改悪の危険性

高橋 ^{わたる} 済 (弁護士)



今年3月、スリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリアさんが収容されていた名古屋出入国管理局で死亡する事件が起きました。留学生として来日したウィシュマさんはDVを受け警察に保護を求めましたが、昨年8月留学生ビザが失効していて逮捕、収容されました。この間に体調悪化、食事や歩行もできないほど衰弱して、支援団体が「仮放免」を求めましたが入管が認めず、彼女は死亡しました。

国会では入管法の改定案が審議されましたが、入管当局の人権無視の体質や法案の問題点が明らかになり、国民の批判が急速に広がり、5月18日、廃案になりました。ウィシュマさん遺族の代理人弁護士の一人である高橋済さんに寄稿していただきました。

第1 序

政府は、2021年2月19日衆議院に「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という。)の改定案を提出した。

この法案は一点の改善点もない法案である。よくなるように見えてもよくみると必ずそれ以上の締め付け、悪化を伴うものである。

以下では、紙幅の関係で、外国人等の人権に重大な影響を及ぼす2点のみ取り上げる。すなわち、①新たな身体解放制度(監理措置制度)、②難民申請中の送還を取り上げます。

なお、本稿では触れないが、退去命令違反罪(イラン国籍をターゲットに日本生まれの子どもであれば出国しないことをもって処罰対象とするもの、また、送還に抵抗した経験がある者を処罰対象とするものである。さらに難民申請も3回以上の場合にはこの処罰の対象となり、訴訟

中も出国しないことをもって処罰の対象となる)、監理措置逃亡罪(刑事事件の保釈逃亡罪に相当する)の創設、監理措置就労罪(移住労働者が就労することを処罰するもの)の創設がある。またこれらは当然ながら支援者もそれぞれの共犯として処罰される可能性があり、支援活動の萎縮が生じかねず、市民社会への重大な挑戦といえる。

「在留資格のない」ことも、それによってある日突然、その「人」が危険人物となったり、極悪な犯罪者となるわけではないのであるが、社会においては、在留資格を失うと、人ではなくなるという恐怖感が撒き散らされている。

いうまでもないことであるが、在留資格がないことだけで、undocumentedとされるように、その許可の文書、紙っぺら一枚ないだけにすぎない、同じ人である。

仮に外国人に在留資格がないとしても、その人身の自由は尊重され、その制約は必要最小限度のものでなければならない。その目的として国外への強制送還というものがあり、①送還が可能であることを前提に、②収容しなければ、送還の実施ができなくなるような状況でなければ収容できない、すなわち、逃亡してしまうような場合である。

しかしながら、法案は、このように、在留資格がないだけで一律に外国人を収容するという前提に立ち、例外的に監理措置制度という新たな身体解放制度を構築するという原則・例外的な考え方がまるで逆のものである。

監理措置制度によって長期収容は解決するか？

さらに、裁量的な全件収容主義があり、入管・入国審査官(主任審査官)が、身体解放することが相当と認めた場合に解放されることになる。

結局、現在の身体解放制度である仮放免制度も、その裁量性が多くの死者を生んでいることから、これでは今後も全くその改善は見込めない。

収容の上限を法律で定めると、在留資格制度が崩壊するか？

収容期間に上限を法律で設けると

というのは、人間の人身の自由の尊重という観点から、送還の現実的な可能性から導かれるものである。

その収容期間内に送還すべき人物(難民認定・在留特別許可が適切になされる前提であるが)は、送還するほかに、漫然と収容することは許されないのである。一方で収容期間が経過した場合に送還もできないのであれば、社会内で生活を送るほかにない。

日本政府は、一律に収容期間が経過した人を解放することで在留資格制度が崩壊するかのよう主張するが、アメリカも原則90日、フランスも90日、ドイツも6ヶ月、カナダが12か月と、いずれの国でも収容期間があるが、在留制度は崩壊していない。また、イギリスは無期限であるものの、合理的な期間という判例法理により制約がある。

第3 難民申請者の申請中の送還の解禁

難民申請者はその判断待ちの間、国籍国に送還できない(送還停止効)

次に、法案は、難民保護制度を根幹から破壊しようとしている。具体的には、難民の再申請中に送還を可能とする改正である。

ここに「難民」とは、難民条約上の「難民」であって、「〇〇難民」、「避難民」、「戦争避難民」という意味、困っている人、経済的に困っている人というイメージでとらえることは間違いである。難民のくせに、飛行機で日本に来るのがおかしい、身なりがいい、服がボロボロでない、裕福そう、元気すぎる、これらはいずれも誤ったイメージである。この誤りは、国内避難民、難民キャンプにいる人というイメージから来ていると思われる。

しかしながら、法的な意味での「難民」とは、独裁国家などにより、人種、宗教、民族、政治的意見、社会的身分を理由に、生命・身体などに危害を加えられる「迫害の危険」を有す

なお、日本政府はオーストラリアが無期限収容であるとするが、かの国も1994年に273日の収容期限を廃止してしまったという経緯がある。

裁判所の事前の判断・令状は不要か？

在留資格がない人たちの拘禁(収容)のために当然、裁判所の令状を要すべきであるが、現行法がこれを不要としている。この改正案でも、事後の行政訴訟が可能であるという理由で事前・定期の裁判所の審査は不要とされている。しかしながら、人身の自由という極めて重要な権利利益の制約であるから、事前に裁判所の審査が必要であって、その後も自動的に(当事者の訴えなくとも)裁判所が一定期間ごとにその必要性を審査する制度が求められているのである。

る者をいう。ここに「迫害」というのは別に宗教的な理由により危害という意味に限られない。なお、迫害の危険の限定的な条件として「恐怖」の要件があり、実務上はこれが最も重要であるが、ここではおくこととする。

送還停止効外しの問題性

■送還停止制度とは何か？

日本は、1981年に難民条約に加盟したが、その後も、難民申請中・訴訟中に、迫害国に送還されるケースが散見された。これでは難民条約に加盟しているとしても、その本質的には庇護されないに等しいこと

第4 最後に

最後に、在留資格がない人は「不良外国人」「自己責任」、難民申請者も社会を害する人たち、さらにいうと「外国人」は異人、「ガイジン」とする社会とどう向き合うべきか。

から、2004年には、難民申請中は、迫害国に送還することはできないと改正されたのである(難民申請の送還停止効)。

例えば、難民申請中に、迫害を主張する国へ強制送還してしまい、申請者が殺されてしまったとする。後で彼が殺されたことで本当に迫害の危険がある人、難民であったとわかってでも取り返しがつかないのである。

そこで、難民申請中、判断待ちの間、送還停止の制度が作られたのである。

■複数回申請によって送還停止を期待するケースがあること

政府は、難民申請が何回でも行うことができるため、送還停止を狙って、悪質な「濫用」的な再申請が横行しているとした。そこで、難民申請が3回目及以上の場合には、その判断を待たず、送還できるとするように法案を提出した。

しかし、日本の難民保護行政は「難民鎖国」と称され、難民不認定率は99%を超える。すなわち、ほぼ100%が(迫害の危険等の要件を欠くとして)難民不認定とされるのである。

もはや、日本の難民保護制度は、難民であるか否か、迫害の危険があるか否かを問わない制度に陥っているのである。

そのような判断を前提に3回目の難民申請者を送還することは、日本政府が、迫害する独裁国家などの人権侵害に彼らを引き渡すことで加担することを意味する。

これは、もはや難民条約の骨抜き、事実上の離脱さえ意味する事態を招きかねない。

それがいま、この法案とともに社会のあり方自身が問われている。

第2 監理措置制度と収容問題

日本の収容制度と新たな身体解放制度 = 監理措置制度

現行法の収容制度は、在留資格の

ミャンマー国民への武力弾圧をやめよ! 在日ミャンマー人はたたかう

(1面からつづき)

—日本でもミャンマー国内の不服従運動に連帯して活動している在日の人ががんばっておられますね。

4月から不服従運動(CDM)が始まっています。はじめは医者、看護師、医療関係者が始めて、続けて学校の先生、国家公務員だけでなく地方公務員に広がっています。民間銀行とか工場の労働者、港湾、鉄道の労働者も参加しているのです。3日前に軍が発表したところによると、大学の教員や職員で不服従運動に参加した人を解雇しました。ヤンゴン大学で339人、マンドレー大学で430人、教育大学など全体1万1000人を解雇(処分)しました。軍はこれからの国の教育をどうするか考えていません。5月から大学が再開されましたが、学生たちの多くは学校に行きません。6月1日から新学期、コロナで1年間休校していた小中高の学校が再開されます。どういう方法で国を守るのかが大きな問題だと思います。軍は国営新聞を使って不服従運動に参加した教員や学校長などの名前や写真を掲載して、市民に対して賛同するなど脅しています。日本国内の在日ミャンマー人には、留学生や技能実習生など若い人たちが多

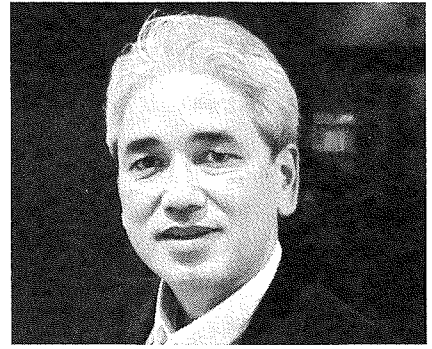


国連大学前でのハンガーストライキ

く、クーデターは絶対許せないと立ち上がっています。抗議のデモとかビラ配りでミャンマーの状況を日本人に知らせたいと行動しています。地方でもミャンマーのコミュニティが少しでもあれば、行動に立ち上がっています。高知、岡山、愛媛、熊本、静岡、北海道などで、ミャンマーで今なにが起こっているかを知らせて、私たちはクーデターには絶対反対だということを日本人や日本政府に働きかけています。若者は日本で勉強してミャンマーに帰って働く、日本で就職するなどそれぞれの夢をもって日本に来ているのですが、クーデターが起こればその夢が実現しなくなるのです。去年の選挙から18歳から選挙権が出来て初めて選挙をやりました。500万人の若者が選挙に参加できます。日本からも投票できるので、参加しました。自分はIDカードを持っていて難民になって無国籍状況だったのですが、昨年ミャンマー国籍の再申請をして2020年9月に認められました。自分も30年ぶりに日本から投票できました。

—日本AALAは4月16日に外務省に出向き、「ミャンマー国軍による国民への弾圧を中止させるため、日本政府への要望書」を提出し、話し合いをしてきました。チョウ・チョウ・ソーさんは日本に対してどのようにしてほしいとお考えですか。

私たちは2月に外務省に行き申し入れをおこないました。日本政府は1988年のクーデターのときは軍事政権を認めました。2度とそういうことはしないでくださいと申し入れました。2011年の民政が誕生したときから日本はミヤ



チョウ・チョウ・ソーさん

NPO 法人
ミャンマー日本教育のかけはし協会 代表
ミャンマーレストラン「ルビー」オーナー

ンマーの民主化をいろいろな方面から応援、支持してくれました。日本の企業が400社以上進出しています。10年間進んできました。それがクーデターですべてだめになる。これからはODAをすべてやめてほしいと言いました。新しいODAはやりませんと言いましたが、ODAは日本の国民の税金が使われ、私たち日本の国民の税金も入っています。ミャンマーのクーデターはミャンマーだけの問題ではありません。日本の企業もこれまで進めてきた仕事ができなくなります。ズブキ自動車は生産をストップしました。イオンは5月に新しい大きなモールをつくる計画があり現地のスタッフもいっしょに準備していたのですがそれもできなくなっています。難民の問題も出てくるでしょう。日本政府はミャンマー軍を絶対応援しないでほしいです。多くの犠牲者が出ています。人が殺されていることはないです。犠牲者をゼロにしてほしい。日本政府は軍とパイプを持っているというが、それを使っていないですね。ただ、声明を出すだけでは結果は出ないです。日本政府は曖昧な態度をとっているので断固とした態度を取ってほしいのです。ミャンマーの人たちに支援カンパをしたいという人がいるのなら、窓口は在日ミャンマー市民協会という団体で受けることができます。



奈良

盛り上がった総会

奈良県 AALA の現状についてご報告します。3月28日に2020年度総会を行いました。社会全体が自粛ムードのなか20名が出席し、活発な発言でお互い勇気づけられる総会となりました。当初の計画では国際情勢を学習できるような講師をお招きして記念講演を、と考えたのですが会場が収容人数の半分しか認められないので諦め、第1部としてDVD「コスタリカの奇跡」を視聴しました。

第2部の総会では多彩な意見や活動経験が語られました。予定では総会の後、街頭宣伝用のプラスターをみんなで作る計画で材料を準備したのですが、活発な発言が相次いだのでプラスター作りは後日に延期した次第です。コロナ禍で外出機会が制限されているために、久しぶりに会員同士の交流を期待する気持ちが強かったために総会が盛り上がったのかも分かりません。

いま世界がもっとも重大視していることの一つにミャンマー情勢があります。5月16日にはミャンマーの女性に来て頂いて最新のミャンマー国民の命をかけた戦いについて話をしていただき、今後アジアの平和構築をどのようにしていったらいいのかを学ぶ予定です。

当面の活動の重点は以下の3点を中心に取り組むことにしています。

1) 昨年度の会員拡大は5名で、退会者は4名でした。このま



までは組織が大きくならないので、最高時の73名をめざすためにあと7名拡大を当面の目標にします。

- 2) 国際署名は目標800筆にたいして現在28筆です。目標を持って取り組んでいなかったものでこれからがスタートというところでは。
- 3) 街頭宣伝は長らく中断していましたが、厳しいコロナの現実や菅政権による国民無視の

強権政治を正し、10月までに行われる衆議院選挙で野党勝利に向けて一人でも多くの街行く人に訴えていきたい。

- 4) コロナ禍での活動の難しさはありますが停滞することなく少しずつ着実に前に進めていきたい。

以上、AALA 各地方組織の皆さんといっしょになってがんばらねばと思う今日この頃です。

(事務局長 真下 均)

愛媛

ささやかな学習会をしています

えひめ AALA は、昨年ベトナムへの3度目のツアーの企画がコロナ禍で消滅し、鈴木勝比古さんの講演会企画も中止になりました。えひめ AALA も参加する「5・3愛媛憲法集会」も中止。萎える思いのなかでも、さまざまに取り組みされる講演会や抗議のスタンディングなどに会員・読者は参加しています。

そのなかで、一昨年からはじめた「愛媛 AALA サロン」(アーラサロン)は、月一回毎週土曜日の午前中、愛媛国際交流センターの会議室を無料で借り受けて、開催し続けています。テキストは、秋庭さんの「私と日本 AALA の六十年」。読み合わせ半分、話し合い半分、日本の平和運動と世界の闘いの歴史をそれぞれの知識や記憶や体験、そして時事問題もあり、それらを共有しながらの話し合いは、あっという間に過ぎ、参



加者は8~10人ですが次が待たれています。そのなかで、2の方が会員になりました。このテキストも間もなく終了となります。

次は、斎藤幸平さんの著書を中心に「マルクスと資本論」をテーマにすることになりました。次から参加したいという方もおられて、どんな学習会になるのか楽しみです。やはり、じっくり討論する場を持つことが渴望されています。昨今の情勢であることを痛感しています。コロナ禍が過ぎ去ることを願いながら。

(事務局長 山本 翠)

日本 AALA 新事務所 「移転緊急募金」継続のお願い

機関紙5月号でお知らせしましたが、日本 AALA 事務所は5月末をもって「平和会館」6階に移転しました。すでに多くの会員のみなさんから募金が寄せられています。心からの感謝を申し上げますとともに引き続き「移転緊急募金」をお願いいたします。

新事務所の紹介

住所：〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館6階
 電話：03-6453-7297 FAX：03-6453-7298
 交通：JR山手線「浜松町」駅・金杉橋口徒歩5分
 都営三田線「芝公園」駅A1出口徒歩8分
 都営大江戸線「大門」駅A3出口徒歩8分
 メールアドレス：info@japan-aala.org



わたしと

135



AALA
 埼玉AALA 常任理事
 とこなみ
 床次泰文

ささやかな自分史と AALA

私が学生時代を過ごした1960年代後半は、我が国や近隣諸国にとって、まさに激動の時期であった。まず、1965年2月、アメリカの北ベトナム本土への空爆開始（北爆）、同年9月、インドネシアの政変（9・30事件）、1966年5月、中国の文化大革命勃発、そして日本での70年安保闘争等々。そんな中で、1969年4月、私の大学にAA連帯運動の創始者の一人である岡倉古志郎氏が赴任さ

れた。開講当初は大教室が聴講生であふれるほどであった。過激派集団による学園封鎖の最中、夜を徹して開かれた全学集会に、着任早々にもかかわらず穏やかな表情で先生が参加されていたのが印象的だった。

卒業後、一会社員として1970年代から80年代にかけ、業務出張で、フィリピン、韓国、インドネシアなどアジア諸国に時々出かけたが、当時は、マルコス、パクチョンヒ（朴正熙）、スハルト等の軍事独裁政権が猛威をふるっていた。1980年5月の韓国・光州事件発生時は、出張でソウル市内のホテルにいたが、東京本社からの電話で初めて事態を知った。

前述の3カ国はその後、民衆運動によりそれぞれ民主化がなされ、紆余曲折を経ながらも存在感のある国として前進しているといえるだろう。

2007年に定年退職後は、インドネシア関係のNGOのメンバーとともに森林破壊調査などで現地訪問も。その際、首都ジャカルタ市内の一角にある9・30事件犠牲者の遺族のシェルターを訪問したのは忘れ難い記憶に。想像を絶する悲惨な経験にもかかわらず私たちに、時に、ユーモアを交えて対応してくれた気丈な老婦人たちに、思わず涙してしまった。

この時期に前後して埼玉AALAの講演会に参加する機会があり、すぐ会員になった。講演会等で大学の先輩である鈴木勝比古氏とも久しぶりお会いすることができた。

インドネシアの歴史ある都市名を冠した“バンドン精神”は、先人たちが敷いた世界平和を願うルールであり、私たちの活動の原点であることを常に思い起こしてゆきたい。

編集・発行

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

JAPAN ASIA AFRICA LATIN AMERICA
SOLIDARITY COMMITTEE



住所 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館6階
 電話：03 (6453) 7297 HomePage <http://www.japan-aala.org/>
 FAX：03 (6453) 7298 E-mail：info@japan-aala.org
 振替 00110-6-72434 毎月1回1日発行1部150円（送料63円）